

土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設等の適切な衛生管理について

29 政統第 1549 号

平成 30 年 2 月 1 日

農林水産省政策統括官付穀物課長通知

標記の件について、下記のとおり通知いたしますので、御了知いただくとともに、適切な衛生管理が円滑かつ的確に実施されるよう、貴局管内各都道府県に対して、周知いただきますようお願いいたします。

記

第 1 基本的な考え方

近年、食品の品質に対する消費者の関心が高まっていることを受けて、消費者からの信頼や期待に答えるべく、生産者や食品の加工、製造業者による、GAP や HACCP 等の取得が進められているところである。このような状況の中、食品の品質を確保するためには、土地利用型作物の保管等を行う施設である乾燥調製施設等の施設においても、適切な保管環境を維持・管理することが極めて重要であることから、より適切な管理運営を促進するため、産地パワーアップ事業等においては、「土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を整備する場合（及び穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を実施する場合）は、都道府県は、事業実施主体（産地パワーアップ事業においては「取組主体」とする。以下同じ。）がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。」ことが規定されたところである。

以上のことを踏まえ、その具体的な手続きについて、第 2 のとおり定めることとした。

あわせて、産地パワーアップ事業等において、①事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に則して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営すること、また、②都道府県知事は事業実施主体に対して指導監督を行うこととされていることを踏まえ、都道府県知事からの関係者への適切な指導をお願いするものである。

第 2 具体的な手続き

産地パワーアップ事業等を活用して、土地利用型作物（稲、麦（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。）、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）及びそれらの種子）を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を整備する場合、都道府県は、以下の①～③の手続きにより事業実施主体（事業実施主体とは別に管理者がいるときは、当該管理者。以下同じ。）が、その整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを事前に確認するものとする。事前の確認によって、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認できない場合は、適切に衛生管理できる者であることを確認できるようになるまでの間、事業実施主体から提出のあった計画を承認しないものとする（産地パワーアップ事業においては取組主体から提出のあった計画を都道府県事業計画の取組内容に位置付けないこととする。）。

① 事業実施主体は、自らが管理する全ての既存の施設（土地利用型作物を対象とした乾

燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設及び農業倉庫)について、施設ごとに、「米穀等の保管環境の点検について」(平成30年2月1日付け29政統第1548号穀物課長通知)に定めるチェックシートを用いて自己点検を行い、当該チェックシートを都道府県に提出・報告する。

- ② 都道府県は、①に基づき事業実施主体から提出・報告のあったチェックシートについて、全ての施設においてその内容が適切であることを確認する。また、その結果を踏まえ、自己点検の対象となった施設のうち全部又は一部の施設について現地調査を行う。
- ③ 事業実施主体は、自ら管理する既存の施設のうち、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けている施設については、第三者認証の取得を証する書類の提出によって①、②の手続きを省略することができる。